

◎地方交付税法等の一部を改正する法

律
(平成二〇年二月二四日法律第四号)

一、提案理由(平成二〇年一月二九日・衆議院総務委員会)

○増田国務大臣 地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

平成十九年度分の補正予算により、同年度分の地方交付税が二千九百九十二億千五百万円減少することとなりますが、地方財政の状況等にかんがみ、当初予算に計上された地方交付税の総額を確保する必要があります。このため、平成十九年度分の地方交付税の総額の特例として二千九百九十二億千五百万円を一般会計から交付税特別会計に繰り入れて地方交付税の総額に加算することとしております。

また、平成十九年度に行うこととしていた交付税特別会計借入金の償還を繰り延べ、償還予定額五千八百六十九億円を平成二十年度分の地方交付税の総額に加算することとしております。

次に、地方税の平成十九年度における減収に対処するために発行する地方債については、普通建設事業等に充当し切れない

地方交付税法等の一部を改正する法律

部分がある場合においては、充当対象を拡大できる旨の特例を設けることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院総務委員長報告(平成二〇年一月二九日)

○渡辺博道君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、平成十九年度補正予算により、同年度分の地方交付税が二千九百九十二億一千五百万円減少することとなりますが、当初の交付税総額を確保するため、同額の二千九百九十二億一千五百万円を一般会計から交付税特別会計に繰り入れ、交付税総額に特例加算することとしております。

また、同年度に行うこととしていた交付税特別会計借入金の償還を繰り延べ、償還予定額五千八百六十九億円を平成二十年度の交付税総額に加算するとともに、地方税の平成十九年度における減収に対処するために発行する地方債については、普通建設事業等に充当し切れない部分がある場合においては、充当対象を拡大できる旨の特例を設けるものであります。

本案は、去る一月二十四日本委員会に付託され、本日増田総務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行いました。

質疑終局後、本案に対し、自由民主党、民主党、無所属クラブ及び公明党の三党派共同により、地方税の減収に伴う地方債の特例について、平成十九年度に限る措置としていた原案を当分の間の措置とするものに改めることを内容とする修正案が提出され、趣旨説明を聴取いたしました。

本修正案は、理事会等における各党間の真摯かつ精力的な修正協議により取りまとめられたものであることを申し添えます。

次いで、原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案は全会一致、修正部分を除く原案は賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、委員会において、自立と安定を基本とする地方財政制度の見直しに関する件について決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二〇年一月二九日)

○原口委員 たいま議題となりました修正案につきまして、提出者を代表いたしましたして、その提出の趣旨及び内容について御説明申し上げます。

この修正案は、政府原案の問題点を踏まえ、理事会等における各党間の協議により、取りまとめたものであります。その内容は、地方税の減収に伴う地方債の特例に関する事項であります。

政府原案では、地方財政法第三十三条の五の三において、地方公共団体は、地方税の減収により、地方財政法第五条の地方債を起してもなお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足が生ずると認められる場合には、同条の規定にかかわらず、「平成十九年度に限り」、地方債を起すことができるものとしておりますが、本修正案では、「当分の間、各年度において」、地方債を起すことができるものと修正するものであります。

以上が、本修正案の趣旨及び内容であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○決議(平成二〇年一月二九日)

政府は、今回の措置が、地方交付税の原資である国税五税の減額補正に伴う各地方公共団体からの超過交付額の還付を回避するための措置であることも踏まえ、次の事項について早急に対応すべきである。

一 今後における地方交付税の原資となる税収の見積もりに

については、特に減額による混乱を回避するため、正確性を期すよう、万全の努力を行うこと。

二 国税の補正に伴い年度途中における地方交付税総額の変更が生じた場合においても、地方公共団体が自立的かつ安定的に財政運営を行えるよう、地方財政計画や地方交付税について、抜本的な見直しの検討を進めること。

三 交付税特別会計の借入金については、地方公共団体の安定的な財政運営に支障が生じないよう必要な一般財源総額を確保した上で、速やかな償還に努めること。

四 地方財政制度については、地方債制度の運用を含め、地方の自由度と財政規律をより一層高める観点から、制度の抜本的な改正と運用の改善に努めること。また、その前提として、地方分権改革の一層の推進の観点から、事務の義務付けの廃止等国と地方の役割分担の見直し、権限と財源の適正な配分、国と地方を通じた財政制度の改革を早急に進めること。

右決議する。

三、参議院総務委員長報告(平成二〇年二月六日)

○高嶋良充君 たいいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

地方交付税法等の一部を改正する法律

す。

本法律案は、平成十九年度分の地方交付税の総額を確保するため所要の加算措置を講ずるとともに、同年度における交付税特別会計の借入金を増額するほか、地方税の減収によって適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足が生ずると認められる場合に地方債を起すことができるものとするものであります。

なお、同地方債については、衆議院におきまして、平成十九年度に限り起すことができるものとされていたものを、当分の間、各年度において起すことができるものとする修正が行われております。

委員会におきましては、国税の見積りと実績の間に乖離が生じた理由、地方財政計画の意義と役割、当分の間の措置としての減収補てん債の特例と財政規律の保持、交付税特別会計借入金の償還計画の抜本的見直しの必要性、地方交付税の原資が増減した場合の対応の在り方、合併した地方公共団体の財政状況と問題点等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山下芳生委員より反対、民主党・新緑風会・国民新・日本を代表して武内則男委員より賛成、社会民主党・護憲連合を代表して又市征治委員より賛成する旨の意見がそれぞれ述べられ

地方交付税法等の一部を改正する法律
ました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案ど
おり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。